（関税暫定措置法施行令第二条第一項又は第二項の証明書の発給に関する省令の一部改正）

第五十二条　関税暫定措置法施行令第二条第一項又は第二項の証明書の発給に関する省令（平成七年農林水産省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第十一号までの様式中「㊞」を削る。

（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第五十三条　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号を次のように改める。

〔用紙の大きさは、縦90ミリメートル、横120ミリメートルとし、中央点線の所から二つ折りとすること。〕

別記様式第二号（第二十八条関係）

（表）

第四十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律

第三十六条第二項の規定による証明書